

ノムラ・ジャパン・オープン

追加型投信 国内 株式

【投資信託説明書（交付目論見書）】

(2011年5月21日)



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日

■資本金: 171億円(平成23年4月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 15兆9229億円(平成23年3月31日現在)

＜受託会社＞ 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうノムラ・ジャパン・オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年11月19日に関東財務局長に提出しており、平成22年11月20日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>


★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>


ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

- TOPIX(東証株価指数)※をベンチマークとします。

※TOPIX(東証株価指数)はわが国株式市場全体のパフォーマンスを表わす代表的な指数です。

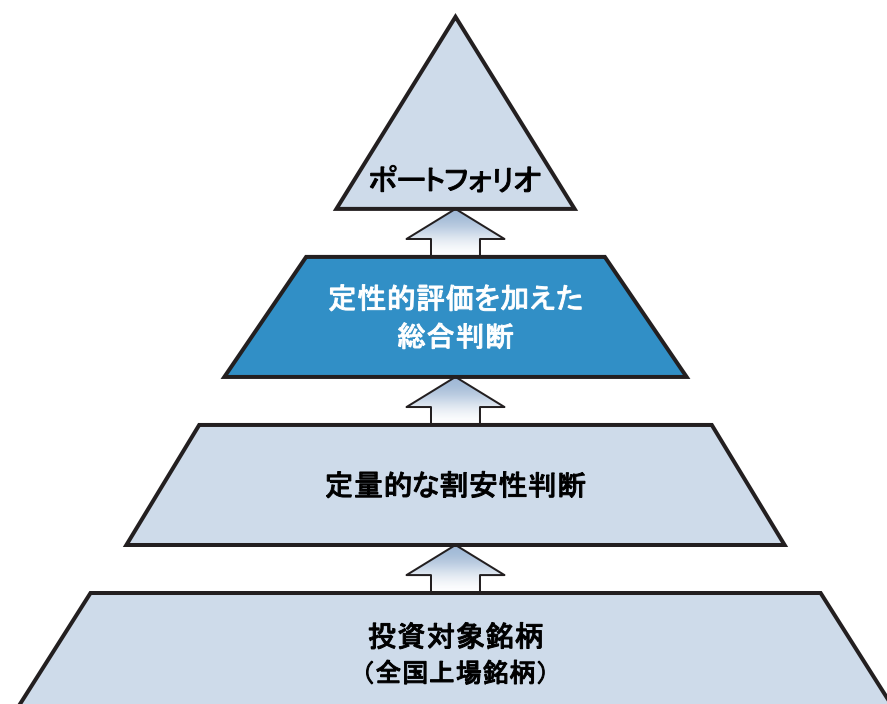
- ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

・株式への投資にあたっては、上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

- 株価の割安性をベースに銘柄選定を行ないます。

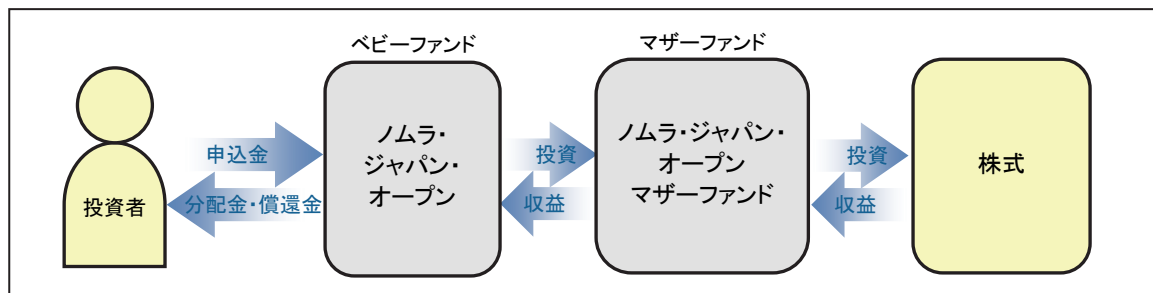
・銘柄選択にあたっては、全国上場銘柄(またこれに準ずる銘柄を含みます)から、今・来期の企業業績をベースにした連結PER(株価収益率)、連結PCFR(株価キャッシュフロー倍率)、実績連結PBR(株価純資産倍率)等を使って株価の割安性を定量的に判断し、そこに、企業の競争力評価や経営改革の進展度合いといった数字に表れにくい定性的な評価を加えることで投資価値を総合的に判断します。以上のプロセスを進める過程では、運用担当者および委託会社アナリストが企業訪問等による確認を行ない、組入銘柄の最終的な選定の参考とします。

■銘柄選択プロセスのイメージ図■



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

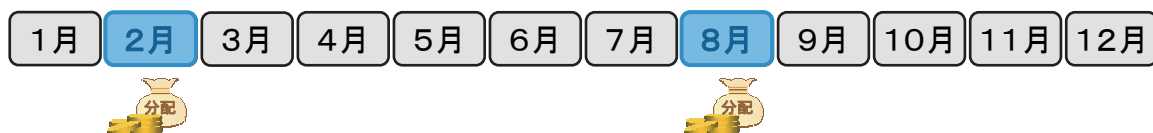


■主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎年2月および8月の27日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
為替変動リスク	外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2011年3月31日現在)

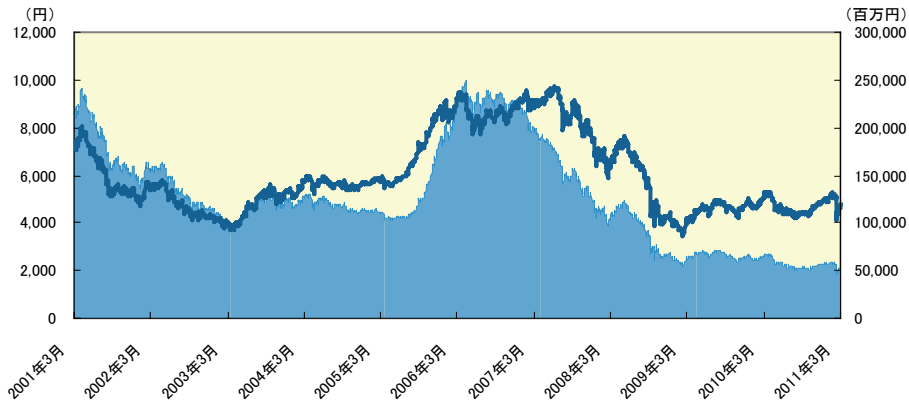
基準価額・純資産の推移

(日次)

— 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)
— 純資産総額(右軸)

分配の推移

(1万口あたり、課税前)



2011年2月	0 円
2010年8月	0 円
2010年3月	0 円
2009年8月	0 円
2009年2月	0 円
設定来累計	3,750 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

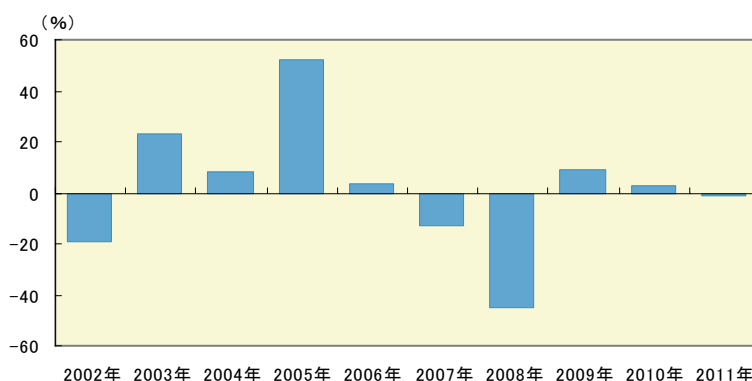
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	本田技研工業	輸送用機器	3.3
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.2
3	三井物産	卸売業	3.2
4	トヨタ自動車	輸送用機器	2.5
5	三井不動産	不動産業	2.5
6	三菱重工業	機械	2.1
7	第一生命保険	保険業	2.0
8	三菱電機	電気機器	2.0
9	JXホールディングス	石油・石炭製品	1.8
10	日本電信電話	情報・通信業	1.8

実質的な業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	電気機器	15.0
2	輸送用機器	14.1
3	機械	8.5
4	化学	6.7
5	銀行業	6.6

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2011年は年初から3月末までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
	(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)	
購 入 価 額	購入申込日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 なお、1日1件10億円を超える換金のお申込みの場合は、正午までとします。	
購 入 の 申 込 期 間	平成22年11月20日から平成23年11月18日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換 金 制 限	1日1件30億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信 託 期 間	無期限 (平成8年2月28日設定)	
繰 上 償 還	受益権口数が10億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決 算 日	原則、毎年2月および8月の27日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信 託 金 の 限 度 額	1兆円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。	
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。	

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの 純資産総額		300億円以下 の部分	300億円超 500億円以下 の部分	500億円超 1000億円以下 の部分	1000億円超 の部分
信託報酬率		年1.596%(税抜年1.52%)			
配分 (税抜)	委託会社	年0.725%	年0.745%	年0.755%	年0.765%
	販売会社	年0.705%	年0.705%	年0.705%	年0.705%
	受託会社	年0.090%	年0.070%	年0.060%	年0.050%

その他の費用・
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・ファンドに関する租税、監査費用 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

* 上記は平成23年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

